

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 1952
- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 1953
- 応急入院指定病院の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1959
- 特定病院の認定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1960
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 1961
- 旧大連航路上屋の利用料金の額の承認【港湾空港局港営部港営課】 1963

◇ 公 告

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 1965

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定（5件）【上下水道局下水道部施設課】 1966

北九州市告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
4760	藤原15号線	前	北九州市八幡西区藤原二丁目149番6地先から北九州市八幡西区藤原二丁目151番1まで	3.6 ↘ 5.8	75.9
		後	北九州市八幡西区藤原二丁目150番4地先から北九州市八幡西区藤原二丁目149番10地先まで	3.8 ↘ 5.7	
4761	藤原16号線	前	北九州市八幡西区藤原二丁目151番9地先から北九州市八幡西区藤原二丁目149番4地先まで	1.2 ↘ 2.4	72.8
		後	北九州市八幡西区藤原二丁目151番9地先から北九州市八幡西区藤原二丁目149番4地先まで	1.4 ↘ 1.5	

北九州市告示第301号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月29日から平成26年1月3日までの日は、返還業務を行わない。
- 3 問い合わせ先
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成25年6月14日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区自転車放置禁止区域外	1台	平成25年 6月3日	
	1台	平成25年 6月7日	
	2台	平成25年 6月12日	
	2台	平成25年 6月20日	
	1台	平成25年 6月25日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	19台	平成25年 6月11日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	86台	平成25年 6月28日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	27台	平成25年 6月24日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	19台	平成25年 6月5日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	1台	平成25年 6月3日	
	3台	平成25年 6月4日	
	1台	平成25年 6月6日	

	4台	平成25年 6月7日	
	12台	平成25年 6月10日	
	3台	平成25年 6月12日	
	3台	平成25年 6月13日	
	10台	平成25年 6月17日	
	2台	平成25年 6月18日	
	3台	平成25年 6月24日	
	3台	平成25年 6月25日	
	2台	平成25年 6月27日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	11台	平成25年 6月7日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
	4台	平成25年 6月13日	
	21台	平成25年	

		6月18日	
	14台	平成25年 6月24日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成25年 6月7日	
上記以外の小倉南区自転車放置禁止区域外	3台	平成25年 6月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成25年 6月7日	
	3台	平成25年 6月14日	
	2台	平成25年 6月24日	
	5台	平成25年 6月28日	
若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成25年 6月10日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
上記以外の若松区自転車放置禁止区域外	3台	平成25年 6月5日	
	1台	平成25年 6月13日	
	1台	平成25年 6月20日	

J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9 台	平成 2 5 年 6 月 1 7 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自 転車放置禁止区域外	2 台	平成 2 5 年 6 月 6 日	
	2 台	平成 2 5 年 6 月 7 日	
	2 台	平成 2 5 年 6 月 1 0 日	
	2 台	平成 2 5 年 6 月 1 8 日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7 台	平成 2 5 年 6 月 1 9 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 7 台	平成 2 5 年 6 月 1 2 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	8 台	平成 2 5 年 6 月 6 日	
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 8 台	平成 2 5 年 6 月 2 5 日	
上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外	1 2 台	平成 2 5 年 6 月 1 1 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 8 台	平成 2 5 年 6 月 2 6 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所

J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	13台	平成25年 6月13日
上記以外の戸畑区自転車放置禁止区域外	1台	平成25年 6月10日
	1台	平成25年 6月13日
	5台	平成25年 6月18日
	1台	平成25年 6月19日

北九州市告示第302号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定による応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成25年7月19日

北九州市長 北 橋 健 治

応急入院指定病院名	所在地	指定期間
医療法人社団翠会 八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中三丁目12番12号	平成25年4月1日 から平成28年3月 31日まで

北九州市告示第303号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定による特定病院を次のとおり認定した。

平成25年7月19日

北九州市長 北橋健治

特定病院名	所在地	指定期間
医療法人社団翠会 八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中三丁目12番12号	平成25年4月1日 から平成28年3月 31日まで

北九州市告示第304号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月19日

北九州市長 北橋健治

1.1 港湾環境整備施設の緑地の表の門司の項中

西海岸イベント広場	門司区西海岸一丁目	5,001.13	を
-----------	-----------	----------	---

西海岸イベント広場	門司区西海岸一丁目	5,001.13	に
旧大連航路上屋緑地	門司区西海岸一丁目	5,320.40	

改め、休憩所の表の門司の項中

西海岸休憩所	門司区西海岸一丁目	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建	249.33	を
--------	-----------	----------------	--------	---

西海岸休憩所	門司区西海岸一丁目	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建	249.33	に
旧大連航路上屋	門司区西海岸一丁目	鉄筋コンクリート造一部2階建	4,766.07	

改める。

1.4 港湾施設用地の緑地敷の表の門司の項中

西海岸4号緑地敷	門司区港町	1,052.00	を
西海岸5号緑地敷	門司区西海岸一丁目	9,394.39	

西海岸4号緑地敷	門司区港町	1,052.00	に
----------	-------	----------	---



改める。

北九州市告示第305号

北九州市港湾施設管理条例（昭和52年北九州市条例第7号）第25条の2第3項の規定により、旧大連航路上屋の利用料金の額を承認したので、北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）第35条の3の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月19日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額						
港湾環境整備施設	休憩所	旧大連航路上屋	—	9時～12時	12時～17時	17時～22時		
			多目的室A	円 600	円 900	円 1,500		
			多目的室Aを2区分して利用する場合	1区分当たり	300	450	750	
			多目的室B	1,300	2,100	3,400		
			ホール	2,400	3,900	6,400		
			多目的スペース	2,900	4,600	7,500		
			シャワー室	1室につき1時間又はその端数ごとに100円				
			設備・器具	映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円		
					スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円		
					ブルーレイディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに700円		
		音響設備		音響システム	1式につき1時間又はその端数ごとに2,000円			
				ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円			
				マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円			
				マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円			
				マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに25円			
		照明設備		拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円			
				ポーターライト	1台につき1時間又はその端数ごとに100円			
			スポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに60円				
		舞台設備	ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに325円				
			簡易ステージ	1台につき1時間又はその端数ごとに75円				

			演台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円
			花台	1台につき1時間又はその端数ごとに50円
		その他の設備・器具	展示用パネル	1台につき1日ごとに200円
		冷暖房設備	多目的室A	30分又はその端数ごとに20円
			多目的室Aを2区分して利用する場合	30分又はその端数ごとに10円
			多目的室B	30分又はその端数ごとに70円
			ホール	30分又はその端数ごとに190円

北九州市公告第564号

北九州市において計量法（平成4年法律第51号）第20条に定める特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請を次のとおり受け付けます。

平成25年7月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 受付期間

平成25年8月1日から同年8月31日まで（土曜日、日曜日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

2 受付場所

〒803-0805 北九州市小倉北区親和町6番2号

北九州市計量検査所

3 提出書類

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関等の指定に関する省令（平成5年通商産業省令第72号）第1条に基づく関係書類

北九州市上下水道局公告第59号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定約務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
藤田ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月5日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
3829万8139円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年4月25日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第60号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定約務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月5日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額
8428万7024円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年4月25日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第61号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定約務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
新町浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月5日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 落札金額
5575万4517円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年4月25日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第62号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定約務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
曾根浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月5日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 落札金額
9501万8036円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年4月25日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第63号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定約務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

- 1 特定役務の名称及び数量
北湊浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月5日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 落札金額
4641万4860円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年4月25日
- 8 落札方式
最低価格による。